

株式会社 Trys

自 2022 年 1 月 1 日

至 2022 年 12 月 31 日

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	413,415	流動負債	371,849
現金及び預金	222,463	買掛金	49,371
売掛金及び契約資産	145,098	短期借入金	170,000
仕掛品	17,696	一年以内返済長期借入金	11,520
前渡金	1,440	未 払 金	4,609
前払費用	16,961	未 払 費 用	56,064
未収入金	3,718	契約負債	42,251
その他の	6,718	賞与引当金	9,651
貸倒引当金	△682	未 払 法 人 税 等	3,894
		そ の 他	24,485
固定資産	100,389	固 定 負 債	32,020
有形固定資産	24,955	長 期 借 入 金	20,480
建物付属設備	26,194	資産除去債務	11,540
減価償却累計	△8,569		
工具、器具及び備品	72,369	負 債 合 計	403,870
減価償却累計	△60,674	(純資産の部)	
減損損失累計額	△4,365	株主資本	102,256
無形固定資産	23,664	資本金	100,000
ソフトウエア	1,465	資本剰余金	286,887
のれん	22,199	資本準備金	286,887
投資その他の資産	51,770	利益剰余金	△276,951
長期前払費用	2,376	その他利益剰余金	△276,951
敷金保証金	38,989	繰越利益剰余金	△276,951
繰延税金資産	1,108		
その他の	9,295	純資産合計	109,935
資産合計	513,805	負債・純資産合計	513,805

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8年～15年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産 定額法

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。

また、コンテンツについては、見込利用可能期間（2年）に基づく定額法を適用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の給付に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により回収不能見込額を計上しています。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社では、ゲーム事業とクリエイティブ事業というサービスラインを有しています。本サービスから生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算

定しています。対価は履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合がある。）しております、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

クリエイティブ事業では、顧客に対して契約に基づく役務の提供を行う履行義務を負っています。このサービスは、請負契約に基づくものと、準委任契約に基づくものに大別されます。請負契約に基づく履行義務は、その役務が完了し顧客による検収が行われた時点で充足されると判断しています。したがって、請負契約に基づく履行義務は、顧客による検収が行われた時点で収益を認識しています。他方、準委任契約に基づく履行義務は、その役務を提供した時点で充足されると判断しています。したがって、準委任契約に基づく履行義務は、その契約期間にわたり履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、決算日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準で収益を認識しています。

ゲーム事業では、ユーザー課金型のサービスを行っています。当該サービスにおいては、当社グループが配信したアプリにおいて、ユーザーがアプリ内で課金してアイテム等を取得しており、当社グループによるアイテム等のユーザーへの引渡し、もしくは、アイテムごとに定められた内容の役務提供を行うことで履行義務が充足されたものと判断しています。そのため、アイテム等がユーザーへ引き渡された時点、もしくは、アイテムごとに定められた内容の役務提供期間にわたり収益を認識しています。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（5年）で均等償却することとしています。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首の利益剰余金に与える影響はありません。収益認識会計基準等を適用したことにより、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」として表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。当該会計基準の適用による計算書類に与える影響はありません。

損益計算書に関する注記

1. 当期純利益の金額	114,323,280 円
-------------	---------------

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	普通株式 27,805 株
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	普通株式 該当なし
3. 剰余金の配当に関する事項	
(1) 配当金支払額	該当事項はありません。
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの	該当事項はありません。
4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	該当事項はありません。